支部ニュース

2017年5月 No. 522

発行 自由法曹団東京支部

〒112-0014 東京都文京区関口 1-8-6 メゾン文京関口 II 202 号

TEL03-5227-8255 FAX03-5227-8257 郵便振替 00130-6-87399

メールアドレス dantokyo@dream.com

●「弾圧事件における弁護士の役割」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
●各事務所の共謀罪廃案に向けたとりくみ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 6
※多摩地域における「共謀罪」廃案に向けた取り組み・・・・・・・・・佐藤 宙	6
※東京東部法律事務所における共謀罪に対する取り組み・・・・・・・・・中西 一裕	6
※共謀罪に対する東京合同法律事務所の取り組み・・・・・・・・・・・市橋 耕太	7
※共謀罪に対する城北法律事務所の取り組み・・・・・・・・・・・・久保木太一	7
※共謀罪法案に対する東京法律事務所の取り組み・・・・・・・・・・・北原 新	8
●家庭教育支援法案の問題に対する取り組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
●立川事件調査団 東京都への要請 報告・・・・・・・・・・・・・・田所 良平	9
●メーデーに参加しました。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 10
※メーデーに参加して・・・・・・・・・・・・・・・・・大久保秀俊	10
※メーデーやデモ行進に参加して・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
※メーデー感想・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・久保木太一	10
※5月1日 メーデー、共謀罪デモに参加して・・・・・・・・・・・・宮川 恵	11
※第88回三多摩メーデーに参加しました・・・・・・・・・・・・・・・・石島 淳	11
●5.3憲法集会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・川口 智也	12
●三多摩法律事務所 設立50周年に寄せて・・・・・・・・・・・・・山口 真美	13
●永盛敦郎弁護士を偲ぶ会盛大におこなわれる・・・・・・・・・・・・平井 哲史	14
●はじめまして ~新入団員の自己紹介・・・・・・・・・・・・・佐々木洪平	15
●4月幹事会の議事録・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 16

ソフトボール大会は 10 月 13 日(金)に決定!

「弾圧事件における弁護士の役割」

講師 東京支部支部長 小部 正治

1 はじめに

私の弁護士第1号事件は、1979年4月7日に発生した新宿東口事件。当時、美濃部都知事の 後継者として総評副議長・大田薫が立候補、選挙戦最終日午後7時過ぎに新宿東口広場で、大田薫 候補が何者かにアメリカパチンコで攻撃され顔面を負傷する事件が起こった。告訴・告発後発し検 察を追及した。

その後、自治体組合の顧問となり、選挙弾圧事件や組合機関誌・選挙ビラ等のチェックを行ったりしてきた。当時は、選挙のたびに都内でいくつもの弾圧事件が起こっていた。

2 警察の役割(公安警察の活動の実態)

公安警察は、運動や政党・団体の活動を調査し弾圧することを自己目的としている。私が関わった代表的な事件について紹介する。

(1)緒方宅盜聴事件(公安警察·神奈川県警4係)

東京都町田市の緒方宅の電話が1年半近くにわたって神奈川県警「4係」に盗聴されていた事件で告訴・告発し、犯人捜しもした。電話回線に細工がされており、当時の電電公社も協力していたのではないか。盗聴するための部屋を借りた人物、保証人となった人物等は公安警察の関係者だった。国賠訴訟では警察の関与が認められ300万円の賠償金が認められた。公安警察の活動は、当時中野にあった警察学校(「中野学校」)が拠点だったと言われている。

(2) 堀越事件(国家公務員法違反·警視庁公安総務課1係)

4月のいっせい地方選挙でビラ等を配布していた堀越氏を月島書の公安が尾行。社会保険庁職員であることが判明した。秋の衆院選挙時に、警視庁の公安総務課の数名が月島書に派遣され(多いときは20名前後の)公安警察が29日間毎日尾行してビラ配布の撮影などを行っていた。公安は、堀越氏の全てを調査し、警察庁と協議して、3月3日に千代田地区委員会にガサ入れ、パソコン本体を持っていった。公安の目的は、パソコン内のデータだったと思われる。また、堀越氏をスパイにするのか、逮捕するのか、検討していたのではないか。

⇒ 公安は、某盗聴器販売会社を御用達にしていたり、運動や団体の内部にスパイ工作を行ったりするなどの活動を行っており、犯罪があろうがなかろうが関係ない。このような警察に「共謀罪」を渡すことなどできない。

3 弾圧の狙いは何か

警察は、様々な犯罪を口実にして労組や民主団体を弾圧する機会を狙っている。選挙で票を増やすことはできなくても減らすことができる。労組や民主団体に対する弾圧の例をいくつか紹介する。

(1) 労働組合の団体交渉(北海道・自交総連)

組合が徹夜も辞さずと団体交渉を長時間継続したことが「監禁」であるとして起訴・有罪確定した。弾圧事件として刑事事件を闘うかどうか議論があり、協議に行った。正当な組合活動として無罪を主張した。

(2)総行動(争議団)の社前行動・面会要請(千代田区・I鉄工) 要請行動の際建物の奥まで入っていきドアが壊れたとういうことで、「住居侵入・器物損壊」を 口実に争議団の自宅のガサ入れされたことがある。千代田区労連の顧問として対策に参加した。

(3) ポルノ販売店(元民商会員)の脱税事件

新宿民商が脱税事件に関与しているとして突然の民商事務所へのガサ入れが強行された。顧問 弁護士として、抗議行動や対策に関与した。

- ⇒ 弾圧の目的
 - ① 被疑者とされた役員や構成員への直接のダメージ
 - →もう組合活動等はごめんだとして離脱・脱退などの影響が
 - ② 労組・団体の信用失墜・イメージダウン
 - →警察に捕まるようなことをする団体・労組から組合員や支援者が離れる
 - ③ 中心的役員の逮捕・起訴
 - →核となる人物を失うことから組織全体の弱体化・破壊へつながりかねない
 - ④ より大きな弾圧の準備・情報収集
 - →些細なことでも政党や労組・団体の中央の役員の逮捕・事務所ガサ入れ

4 弾圧に対するすばやい対応を

(1) 弾圧の第一報が入ったら、警察やガサの現場に飛んでゆく

とにかくスタートダッシュが大事。警察に連行されたら、弁護士もすぐに警察にかけこむ。警察は令状逮捕以外では、とりあえず任意同行して取り調べ後に現行犯逮捕することが通常。逮捕前に間に合えば「任意同行」だけで身柄を返すこともある

c f 堀越事件の第一報に対する対応(3月3日午前9時)

現場は複数だった

- → 中央区(堀越氏の逮捕と自宅・区議会議員の自宅・後援会事務所へのガサ入れ) = 堀越 氏との接見、情報収集等
- → 千代田区(地区委員会へのガサ入れ)=ガサの立ち会い
- ★ ガサ入れ現場での対応、30~40名の機動隊員がTVとともに待機
 - ・ 弁護士が警察と協議して、ガサの立ち会いとして、各階に弁護士一人(2階は複数)と 役員一人を認めさせた。
 - ・ ガサは午前10時から午後3時前後まで継続したため弁護士は何人か途中で交替でした。 後から来る弁護士は遅れても強引に入るべし → 関連性の有無に関して明確な意見を述べた。

公安がパソコン本体を持って行くことを阻止できなかった。

(2) 第1回目の接見

何を聴き、何を話すのか(20分を確保し、その時間でこなす)

- ・ 組織をあげて応援していることを伝える。例えば妻からの伝言、外の声が聞こえるように組織を動員、寄書を持って行く、など工夫する
- ・ 警察の嘘や脅しに屈しないように手口を教え、黙秘権も説明する。 警察の手口として共犯者が自白した、奥さんが泣いている、子どもがいじめられるなどとして自白を認め、早く出ることを勧められるのでそれに応じないよう説得する。
- 逮捕・勾留の概要、2泊3日+20日=23日間頑張れと励ます
- 本人が心配していること・・・勤め先に翌日の年休をどのように申請するか(意外とある)
- 本人が伝えたいこと・・・プライバシーに係わることも

5 第1日目に必ず「モヒベ」で対策会議を開催すること

「モヒベ」(モベヒ)・モップル(救援会)、被疑者、弁護士

c f 杉並区職労事件

保谷市長選・都丸候補支援の文書を在住の組合員に郵送したところ、郵送先の組合員から警察が来てその文書を持って行った旨の電話が日曜日の夜8時にあった。その日曜日の午後11時から杉並区内で開催を指示。私と鷲見弁護士・救援会等が参加した。翌日午前8時から執行委員会、午後9時半には田無警察署に執行部・弁護団で抗議要請行動に。

c f 鷲見弁護士に学んだ警察とのけんかの仕方

弁護士2名、組合役員ら8名で警察署に抗議行動に行ったところ、警察からは大きい部屋がないから2名にしてくれと言われた。それに対して、鷲見弁護士は、全員入れろと1時間近く引き下がらなかった。最終的に、警察が折れて4名入れることになった。警察相手に絶対に引かないこと、警察に面倒くさい弁護士だと思わせることが重要。

(1)情報と評価の意思統一

弾圧事件に関する正確な情報を集約し、共通の認識とそれに基づく必要な対策を確認すること が闘いを進める上で不可欠。被疑事実とそれに対する評価、特に警察の捜査がどこまで進んでい るのか。

★救援会はなぜ必要か

弾圧事件のプロ。初めての当事者や当該組織や弁護士では出来ないことを担当。 組織内対応・・・例えば組合員への弾圧のお知らせの手段・内容を検討し実行する 街に対する宣伝活動・チラシ作成配布など・・・警察への非協力を促す 被疑者の家族・関係者への説明及び弾圧学習会の講師

★へま論の克服

役員や構成員の中には、警察の不当性や非難ではなく、被疑者自身のミスや役員の指導力の 欠如などを非難する人がいる、あるいは潜在的にありうる。ほっておくと反撃に出るエネルギーをそぐ危険性も。世田谷事件では、警察の官舎にビラをまいてしまった(官舎が記載してある地図を渡したのに不注意で間違えた→へマ論になると弾圧が闘えない)。弁護士がいかに逮捕弾圧した警察がひどいかを声を大にして伝えることが重要。

- (2) 警察への具体的対応
 - ・警察の次の動きを予測して、それにどう対応するかを検討する。
 - ・警察は、関係者の調書や証拠物 (例えば文書) を起訴が可能な数 (5 通以上か) 集めようとする。
 - →警察がどれくらい集めているかを把握することが重要
 - ・新たなカサ入れ、任意出頭などを予測して対策を立てる
- (3) 構成員・関係者への働きかけ
 - ・組織内にどのように説明するのか
 - ・対象者(文書をもらった人・戸別訪問を受けた人)にどのように働きかけるのか ⇒ 組織に対する弾圧であることをいかに説明するかが重要
- (4) 次回対策会議の日時場所の確定

警察の動向・捜査の評価と必要な対策を取るためには翌日に対策会議が原則

6 ある「文書違反」事件の取組み事例

(1) 保育園の日本共産党後援会会長名の文書

選挙活動とは、a:特定の選挙で、b:特定の候補者の、c:当選をえせしめ又はえせしめない行為。このa b c が明確に記載されている公選法違反の文書を800通発送したところ、「警察が来てこの文書を持っていかれた」旨の情報が3件ほど寄せられている旨が私にもたらされた。

- → 労組関係者・政党関係者・救援会・地元法律事務所等に声を掛けて第1回対策会議の開催 を指示した。
- (2) 翌日に地区委員会で対策会議(地区委員長も参加)を行い情報分析

- ・ 組合員の中には親が警察官や創価学会員などもいて、組合員名宛てに出された後接会の封書を 家族が開けて見ている家も有り、数軒の家で協力している。しかし、個別の任意提出書だとか取 り調べ調書などはまだ作成されていない可能性もある。
- ・ この事件は保育分会の中心メンバーである後援会長及びそれを支持する党員関係者を狙った弾 圧である。区職労保育分会を守ろうという意思統一・宣伝が重要であると確認した。

(3) 警察・対象者との対応

- ・ 封書をもらった組合員・その家族を警察に協力させるのか、それとも区職労保育分会を守るために非協力を貫けるか、その取り合いである。
- ・ 私は、一両日中に800名の家に電話掛けをし、そこで弾圧の話をする、同時に警察が来ているか聴き、来たら非協力のスタンスを取って欲しい旨伝えることを提案した。
- ・ 地区委員長は、今選挙で忙しくて出来ないし、そんなことをしたら票が逃げてしまうと反対した。
- ・ 私は、そうではなく800名にまず選挙の支持拡大のお願いをするのだ、支持してくれる人は 非協力を貫けるし情報も提供してくれる、逆に警察に協力した人は別の反応があるはずだと説得 した。
- ・ 地区委員長は2日で800もの支持拡大が上がるときいて、それはすぐやるべきだと意見を改めた。

(4)対策の結果

- ・ 郵送先の800名の個人別リストを作成し、支持拡大の結果だけでなく、警察が来たかどうか、 それに対する反応、同僚の情報などの欄を作り、多くの後援会員が手分けをして800名に当た りきった。
- ・ 第2回会議では不在など30名ほどが把握出来ず、数日後の第3回会議ではほぼ全員の対応が 判明した。当初の警察の動きに加えて、さらに何組かの警察官が組合員宅を回ったようだが、こ ちらの電話作戦が功を奏してさらなる広がりは防止できたようである。

7 任意出頭への対応

I 鉄工争議団(神奈川県の大量整理解雇事件)の数名が、都内の総行動で千代田区の大手企業の 社前行動・面会要請に参加した。面会要請で社内に入ったら予想外に奥まで行った際奥の入口ドア を壊したとして、「住居侵入・器物損壊」で争議団の数名の自宅・組合事務所のガサ入れが強行され た。この要請行動は千代田区労連が窓口となっていた(私が顧問)。争議団の中の特定の数名に対し て、港区の愛宕警察署から任意出頭を複数回求められた。

★ 任意出頭には応じず拒否するのが原則

任意出頭を求めるのは、逮捕するだけの容疑や証拠を掴んでいないケースが多い。また組織の中心人物や被疑者の上役などへの弾圧の拡大を狙うことが多い。

堀越事件では中央区のM区議に任意出頭が掛かったが拒否した。堀越氏に教唆又は共同正犯 (非身分者もなるのか)として処罰をめざした。世田谷事件では千代田地区委員会の役員で宇治橋氏に指示した者を特定するために、警察は勾留請求を却下された宇治橋氏に対して任意出頭を掛けたが拒否した。法的には任意捜査であるから応ずる必要は無いことは明らか。

★ 「例外」はありうる。

I 鉄工では逮捕される危険性を警察が示唆してきたため、当該弁護団が警察と協議し、1回2時間、一人2日間ほど任意出頭することとなったが、警察には黙秘することを伝えた。かつての全労連会館は、日本赤十字病院・愛宕警察署のすぐそばにあったので、午前10時に赤十字前に支援者が集まって送り出し集会、引率して愛宕警察に行く、全労連会館で支援者待機、2時間たったら迎えに行く、全労連会館で報告集会(黙秘の報告、争議支援等)を行って激励した。

8 おわりに

- ・ 弾圧への対応は団の伝統である大衆的裁判闘争と位置づけて旺盛に取り組むことが必要である。
- ・ 逮捕・勾留請求が予想されるときは地裁刑事 14 部に事前に要請書を出しておいて、担当裁判官に面談して、逮捕・勾留の不当性・弾圧の視点や逮捕勾留による様々な不利益を説明することは重要である。
- ・ 弾圧されたら倍返し (弾圧を通じて組合が強くなったと言われるように) の気持ちをもって弁 護士が元気に活動する姿が重要である
- ・ 起訴されたら団支部に提起し、葛飾事件や堀越事件のように多数の弁護団を組んで取り組める ようにして欲しい

9 質疑応答

- Q 勾留請求、裁判に関して、裁判官には弾圧に対する理解はあるのか。それとも一事件として扱っているのか。
- A. 裁判官によると思う。国公法の事件、堀越事件は無罪だが世田谷事件は有罪。堀越事件では、一審が罰金の執行猶予(政治的中立性が害されるという法益侵害がないため)、高裁はさらに進めて無罪、最高裁でも維持された。世田谷事件では、猿払最高裁を踏襲しただけで悩まず有罪に。弾圧事件では、弁護団が組まれ大法廷を要求し多くの傍聴人がいることから、多くの裁判官も普通の事件ではないと見ていると思われる。弁護士が熱意を持って取り組むことが重要。
- Q. 令状裁判官の感覚はどうか。
- A. ほとんどフリーパスの状況。だから事前の裁判官面接が重要になる。
- Q. 選挙期間になると、事故や事件が起こりやすい(選挙カーでの事故など)。弾圧か否か判断が付かないケースもあるが、見分け方などはあるか。
- A. 滋賀県栗東市の市労組委員長が、寺の檀家の金銭を横領したとして逮捕された事件にもかかわらず、市労組事務所にガサが入った。警察はどんな事件でも、常に、被疑者や関係者が政党・労組や民主的団体関係者かどうか意識している。こちらもそのことを意識して警戒心を持って対応することが重要ではないか。
- Q. 最近、豊島地域で謀略ビラが大量にまかれている。カウンタービラを出すことも考えているが、 警察に介入される可能性はあるだろうか。
- A. 可能性は否定できない。カウンタービラをだすか、無視するか、告訴するか、など対応は色々 考えられる。最終的には組織が決めることになるだろうが、警察の介入の可能性も考えておく必 要がある。

10 参加者からの意見等

- ・ 弾圧に対しては、立ち上がりをすばやくすることが重要。
- ・ 組織と相談することが重要というのは同感。警察の不当な対応・捜査について、「民間パトロール」と呼んでいるが、宣伝カーを走らせて繰り返し訴え地域に伝えることは効果がある。
- ・ ガサ入れでは必ずパソコンを持って行かれる。刑訴法99条の2に記録命令付差押えの規定があり、理論上は必要な記録だけを持っていくことができる。刑訴法99条の2による差押えでない場合には、対象の特定がないとして争う余地もあるのではないか。
- ・ 現在でも、弁護士の接見は妨害されることもあるので、その際は国賠訴訟の例を持ち出す。小 さい警察署だと大声を出せば取調室に聞こえることもある。

- ・ 弾圧に対しては、基本的に氏名・住所も黙秘 (話すとガサ入れにつながる) すべきことを伝えるべきである。
- ・ 黙秘に関して、黙秘を貫くか、あるいは状況に応じてどこまで話すか、はモヒベが参加する対 策会議で議論することである。
- ・ 弾圧への対応は、不当逮捕に対する対策であるとの意識も重要。

(この原稿は4月17日学習会での講義内容に講師が加筆したものです)

各事務所の共謀罪廃案に向けたとりくみ

多摩地域における「共謀罪」廃案に向けた取り組み

三多摩法律事務所 佐藤 宙

現在、安倍政権は「共謀罪」法案の裁決強行に向けて躍起になっている。「共謀罪」法案は、我々の 自由な社会を監視社会・自粛社会へと変貌させる恐ろしい法案であり、絶対に廃案に追い込まなけれ ばならない。ここでは、多摩地域で現在行っている「共謀罪」を廃案に追い込むための取り組みを紹 介する。

まず第1に、東京三弁護士会多摩支部主催で、「共謀罪」の問題点を考える市民集会を実施することとなったことである。当初は、多摩地域の弁護士有志で集会を開催しようという話で始まったものであったが、より大きな取り組みとするために、弁護士会多摩支部主催の集会として開催することとなった。一部、「政治的中立性」を理由に弁護士会主催で集会を開催することについての反対意見があったものの、多摩支部主催での開催にまでこぎ着けたことは、画期的といえる。

また、多摩地域の弁護士有志で、立川駅北口を会場に、共謀罪反対の連続駅頭宣伝を実施した。4月に3回の宣伝を実施したが、足を止めて宣伝を聞いていく通行人も多く、オリジナルで作成したチラシの受け取りも上々で、多くの人に「共謀罪」の問題点を知ってもらえたのではないかと思う。

さらに、救援会や労働組合等を初めとする地域の諸団体とともに、「共謀罪」反対の駅頭宣伝も実施した。こちらの宣伝も、チラシの受け取りや、通行人からの反応は想像以上のものであり、正に大成功に終わった。

「共謀罪」法案を廃案に追い込むには、如何に多くの国民1人ひとりの「NO!」の声を国会に届けるかが最も重要であり、そのためには、この法案の恐ろしさを少しでも多くの国民に知ってもらわなければならない。これからも、多摩地域では、全国各地の運動と連携しつつ、「共謀罪」法案を廃案に追い込むための運動を粘り強く展開していきたい。

東京東部法律事務所における共謀罪に対する取り組み

東京東部法律事務所 中西 一裕

安倍内閣が3月21日に「テロ等準備罪」法案を国会に提出し、共謀罪をめぐる情勢が緊迫する中、 当事務所は3月23日に国民救援会墨田支部及び墨田労連との三者共催で「共謀罪学習会」を開催しました。場所は墨田区の曳舟文化センターで、急な呼びかけにもかかわらず約50人ほどが参加しました。学習会の講師は私が務め、団や日弁連の資料を基に約1時間の講演と質疑応答を行いました。 参加者からは、どのような場合に共謀となるのか、捜査機関が肥大化するのではないかといった質問が出ましたが、地元で起きた葛飾ビラ配布弾圧事件や戦前の治安維持法・大逆事件の経験から、警察 権力が拡大し恣意的に政治弾圧を行うおそれが大きくなるとの説明が共感を得られたと思います。

当事務所では法律家7団体の共謀罪反対デモに事務所ぐるみで参加したほか、地域の関連団体に学習会の開催を呼びかけています。西田穣団本部事務局長、仲里歌織東京支部事務次長の奮闘を支え、 法廃止へ向け引き続き取り組みを強めたいと思います。

共謀罪に対する東京合同法律事務所の取り組み

東京合同法律事務所 市橋 耕太

当事務所においては、本年初頭から共謀罪法案を廃案に追い込むための取り組みを開始した。

共謀罪については、今でこそその危険性が広まってきたものの、当初は各民主団体においてもその認識が薄く、まずは地域の諸団体にその危険性を知らせる必要があると考えた。そこで、本年2月17日、東京新聞記者の篠ヶ瀬祐司氏をお招きし、当事務所の横山団員から共謀罪の中身について、篠ヶ瀬氏から政治的な情勢についての講演を行った。講演は盛況で、会場満員の約120名が集まり、各団体において運動への決意を高めてもらえたと思う。

この講演を受けて、諸団体から当事務所宛に共謀罪の学習会の依頼がきている(なお、当事務所では、無料で講師派遣を行っている)。学習会は、本日(4月28日)までに12回行い、今後も3回予定されている。

また、街頭での宣伝活動も、所員一丸となって取り組んでおり、総がかり行動実行委員会とも連携して各所にてチラシや自由法曹団のリーフレットを配布している。

安倍政権はGW明けにも強行採決する構えと見られており、ますます運動を加速させることを事務所 として確認しているところである。

共謀罪に対する城北法律事務所の取り組み

城北法律事務所 久保木 太一

城北法律事務所の前身である池袋合同法律事務所は、故人である青柳盛雄弁護士によって立ち上げられた。

青柳弁護士は、治安維持法違反事件の弁護を行っていた弁護士であるが、1933年には青柳弁護士自身も治安維持法違反で訴追され、執行猶予判決を受けている。

こうした歴史も踏まえ、城北法律事務所は「現代の治安維持法」である共謀罪に強く反対し、共謀 罪の危険性を市民に伝えるべく、今日までに下記のような活動を行っている。

- ・ 事務所総会での学習
- · JR 池袋駅西口駅前街宣
- ・ 事務所イベントでの講演
- ・ 各地での講師活動
- ・ 共謀罪法案に反対する法律家連絡会等の諸団体への参加
- ・ 各地のデモ・アピール行動等への参加

事務所総会は、事務局を含めた所員が全員参加するイベントであり、所員全員で共謀罪の問題点を 共有した。

駅前街宣は定期的に行っているものである。若者の利用者が比較的多い池袋駅において、自由法曹 団作成の共謀罪リーフレットを配りながら、共謀罪の危険性を訴えている。

「共謀罪の成立が歴史の分岐点だった」と後世で言われることがないよう、今後も反対の声を広げる活動を継続する所存である。

共謀罪法案に対する東京法律事務所の取り組み

東京法律事務所 北原 新

東京法律事務所の共謀罪法案反対の取り組みをご紹介します。

毎月9日に「9の日宣伝」と称して、昼休みの時間に四ツ谷駅頭で民放労連の方々と共同で宣伝をしています。基本的には憲法9条を守ろうという宣伝ですが、宣伝内容はその時々の情勢に合わせ、今は専ら共謀罪法案廃案を訴えて宣伝しています。チラシを入れたティッシュは約30分で200~300個配布しています。この宣伝を4月下旬からは毎週1回行なっています。

署名も取り組んでいます。相談室の机に署名用紙を置いておき、依頼者や相談者の方にお願いしています。また、5月下旬に発行する事務所ニュースに共謀罪反対の署名を同封します。

弁護士の先生方は様々な学習会で講師を務めています。新人の川口智也弁護士は学習会で講師を務め、寸劇も披露しました。また、新宿には「みんなの新宿をつくる会」という市民団体がありますが、この会の学習会で平井哲史弁護士が講師を務めました。会として新宿駅西口などで署名活動などの宣伝もしており、それに所員も参加しています。

以上のように、各所員がそれぞれ頑張っています。共謀罪法案を廃案に追い込みましょう!

家庭教育支援法案の問題に対する取り組み

事務局次長 仲里 歌織

1 家庭教育支援法案の問題

自民党は、2017年の通常国会に「家庭教育支援法案」の提出をする見通しであることが報じられていますが、この法案は、あるべき「家庭教育」を定め、国が家庭に介入していく法案です。その構造は、まさに文部省が1942年5月に発表した「戦時家庭教育指導要項」に酷似しています。同要項は、「大東亜戦争の目的を完遂」するために「家生活」を位置づけた上で、「家庭教育の中核」は「子女の薫陶養護」であるとし、皇国民の信念を養うことなどが、家庭教育の中で重要である旨指摘され、あるべき「家庭教育」が規定されていました。また同要項では、母の責務の重大さが説かれ、同要項に沿うように、文部省は1943年度から「家庭教育対策事業」として「母親学級」を開設する等して、家庭に介入してきました。

この法案は、家庭への介入・支配という観点からも、また、憲法24条を否定し、子どもの思想

良心の自由、学習権、成長発達権を侵害する観点からも 極めて問題です。

これに対し、団本部では、3月28日に、「家庭教育支援法案の提出に反対する」意見書を出しました(意見書の詳細は団 HP でご確認ください。

http://www.jlaf.jp/menu/pdf/2017/170328_05.pdf)

2 自民党本部、公明党本部、議員への要請

早速3月31日に「家庭教育支援法案の提出に反対する」意見書を持って、本部の教育問題委員会を中心に、7名で自民党本部、公明党本部に行き、家庭教育



(自民党本部前で)

支援法案の問題点を伝え、提出しないよう要請活動を行いました。

また、民進党文科委員会筆頭理事への要請を行うこととし調整の上4月12日に長島明久議員の政策秘書と面談をしました(ただし、面談時には民進党文科委員会筆頭理事ではありません)。事前に意見書を読んで頂いたため、国が家庭教育に介入することへの問題点等突っ込んだ意見交換を行うことができました。

さらに、4月18日には、自民党文科委員会筆頭 理事の上川陽子議員の議員室を訪ね意見書の趣旨を 秘書に伝えて要請活動を行いました。

(公明党本部での要請の様子)



3 教育勅語を肯定する安倍内閣の狙い

教育勅語を肯定する安倍内閣においては、「戦時家庭教育指導要項」で定められたように、あるべき「家庭教育」として、幼少期からの「尽忠報国」、愛国心が位置づけられることが非常に危惧されるところであり、支援の名を借りた支配を許さないためにも引き続き支部では、家庭教育支援法案の問題に力を入れて取り組んでいきます。

現在、家庭教育支援法案の問題を広く知ってもらうべく関係団体との意見交換も行っているところですので、教育問題に関心のあるみなさま、ぜひ支部幹事会や本部教育問題委員会にお越しください^^

家庭教育支援法案の提出を阻止するため、ともに闘っていきましょう!

立川事件調査団 東京都への要請 報告

三多摩法律事務所 田所 良平

立川市で生活保護を受けていた男性が、就労指導違反による保護廃止決定通知書を交付された翌日に自殺した件で、4月11日、自由法曹団も呼びかけ団体となる調査団(共同代表 宇都宮健児弁護士、後藤道夫都留文科大学名誉教授)を結成し、東京都知事及び東京都福祉保健局生活福祉部保護課長に対して、事実関係等に関する質問状と再発防止策を講ずる要請書を提出するとともに、都庁記者クラブにて記者会見も行いました。

会見では、宇都宮先生、後藤先生のほか、稲葉剛さん、雨宮処凛さん、上條彰一立川市議(共産党)からも本件の問題点を鋭く指摘する発言があり、赤旗、東京新聞、産経新聞でも報道されました。また報道への反響も大きく、みわよしこさんが福祉行政に苦しめられている生活保護利用者の例を紹介する等、ネット上でも大きな反響がありました。

要請に対応した都の福祉保健局生活保護課野村課長からは、後日、口頭での回答があり、本件についてすでに都としても事実関係の調査を行い、ケース記録の確認やケースワーカーからの聴取等も行っているが、特に問題はないというものでした。

対策会議では、亡くなられた男性を過去に支援した経験のある方もご参加いただき、他の自治体に おける就労指導強化の実態調査等も含めて、引き続き調査活動を行っていく所存です。

メーデーに参加しました。

メーデーに参加して

城北法律事務所 大久保 秀俊

本日は、第88回中央メーデーに参加してまいりました。

メーデーでは3万人もの人々が集まり、熱気あふれる 代々木公園から外苑前まで、パレードを実施しました。 途中、降雨もありましたが、皆、雨にも負けず、元気に 声を上げて練り歩きました。

現在、労働問題や原発問題、共謀罪、立憲主義・民主 主義の破壊など、さまざまな問題があります。これらの 問題に対して声を上げることはとても大切なことです。 しかし、共謀罪が成立すれば、今日のメーデーのような



民主的な取り組みも二度とできないかもしれません。そんな世の中を許すことはできません。自由法 曹団の一員として、これらの問題に対する取り組みを進め、全力で戦っていきたいと思っています。

メーデーやデモ行進に参加して

台東協同法律事務所 齊藤 彰

今回、自由法曹団の一員として、第88回中央メーデーに参加するとともに、メーデー後のデモ行進にも参加した。今回参加して感じたことは、数の力が偉大であるということである。すなわち、一人一人の主張や行動だけでは発信力が弱いが、多数の人々が集まることにより、大きな力となって国民全体ないし政治に働きかけることができるということである。メーデーやデモ行進の重要性を噛みしめ、今後もそのような活動にできる限り参加していきたい。



メーデー感想

城北法律事務所 久保木 太一

メーデーに参加するのは初めてでした。GW に突入したとはいえ、今年の5月1日は平日。私は迷った末、スーツ姿で集合場所の神宮橋に向かいました。

言うまでもなく、私の判断は間違っていました。代々木公園には屋台が並び、オブジェ等で装飾された街宣車が車線を占めるそこは間違いなく「労働者の祭典」でした。スーツ姿はこのムードにもっともそぐわない恰好だと言っても過言ではないかもしれません。



様々な民主団体・労働組合が一堂に介する中には、私の事務所が日頃お世話になっている団体もありました。市民団体とのつながりを再認識できることはメーデーの最大の意義の一つだと思います。 その団体の方に乗せられるままに購入した焼き鳥とビールとともに、私は初めてのメーデーを謳歌しました。

5月1日 メーデー、共謀罪デモに参加して

弁護士法人響東京事務所 宮川 恵実

弁護士法人響の69期の宮川恵実と申します。代々木公園で開催された第88回中央メーデーに参加させていただきました。午前中は神宮橋にて共謀罪反対のリーフレットを配り、お昼からデモ行進が出発しました。メーデーに参加するのは人生で初めてでしたが、想像以上の規模、熱気に驚くとともにたくさんの他団体の方々の真剣な姿勢を見て、こんなにもたくさんの方が問題意識を持っているのだなと実感しました。また、会場には小さな屋台が数件出ており、中にはさりげなくビールを嗜む方もいらしたりして、真剣に問題意識を持つとともに、イベントとしても楽しもうとする皆さんの笑顔も印象的でした。



第88回三多摩メーデーに参加しました

八王子合同法律事務所 石島 淳

5月1日、第88回三多摩メーデーが開催され、立川市多摩川緑地野球場に2700人が集まりました。集会では8時間労働制に逆行する「働き方改革」のまやかしと憲法違反の共謀罪の廃案などをうったえ、その後はコールを行ないながら市内をパレードしました。会場場のステージから各分野の代表による多彩な発言がなされました。教職員の参加者からは、新学習指導要領が戦争する国づくりを下支えし、教育勅語を再評価する流れで軍国主義を復活させようとしている現場についての指摘とともに、教職員が過労死ラインで働いているという過酷な実態の報告がありました。



横田基地問題に取り組む市民からは、CV22オスプレイの横田基地配備が延期となったことを挙げ、延期ではなくきっぱりと配備中止とすべきだ、配備を断念させようとの呼びかけがなされました。そして、基地の存在こそがテロの標的につながるものであり、沖縄をはじめとする基地撤去運動と連帯しようと声をあげました。

憲法ミュージカルの出演者は、今月27日に立川で公演される沖縄がテーマのミュージカル「キジムナー」を歌でアピールし、会場を盛りあげました。

政党からは、共産党の小池晃書記局長、自由党の渡辺浩一郎東京都連会長が来賓として連帯の挨拶

をしました。

小池氏は、時代を19世紀に戻すかのような「働き方改革」と違憲立法の 共謀罪法案を批判し、安倍政権の暴走を野党と市民の共闘でくい止めようと 発言。そのためにも、まずは都議会議員選挙が重要と強調しました。

渡辺氏は、国民あっての国家・国民のための国家という基本を見据えてたたかっていきたい、改憲をもくろんでいる安倍政権を体を張って阻止しないといけない、総選挙では市民と野党の「本気の共闘」で政権交代に向けて頑張っていきたいと述べました。

軍国主義の吹き荒れた戦前戦中は、平和なくらしと労働条件の改善を求める労働者の団結そのものが抑圧されました。いま、改憲の策動や雇用の破壊

とともに共謀罪によって労働者が連帯することまでもが脅かされようとしています。そうしたなかで、 賃金を上げ、雇用やくらしをまもるためにも、野党と市民の本気の共闘がよりいっそう必要であるこ とを強く実感した三多摩メーデーでした。



5. 3憲法集会

東京法律事務所 川口 智也

2017年5月3日、有明防災公園において、「施行70年いいね!日本国憲法~平和といのちと人権を!~5・3憲法集会」が開催されました(当日の主催者発表で、参加者数5万5000人)。私は、団の弁護士や法律事務所職員の方々とともに、本集会に参加しました。会場は、市民団体や争議団による出店が立ち並び、コンサートも行われるなど、とても賑わっていました。集会では、野党党首や多くの市民によるスピーチが行われ、



各人がそれぞれの立場を超えて、憲法を守り、戦争する国作りを阻止する意思を力強く表明していま した。集会終了後は、集会会場から豊洲まで、集会参加者によるパレードが行われました。

5月中旬、共謀罪は重大な局面を迎えます。また、安倍首相が2020年改憲に向けた明確な意思

表明をするなど、憲法を取り巻く情勢は日々厳しくなっています。本集会に参加し、市民との連帯や、 共謀罪・改憲阻止に向けた取組みの必要性を強く実感しました。

三多摩法律事務所 設立50周年に寄せて

三多摩法律事務所 山口 真美

三多摩法律事務所は、今年、設立50周を迎えました。

1967年に東京・立川市に事務所を開設した当時は、弁護士4名、事務局2名のスタートでした。それから半世紀の時を経て、弁護士23名、事務局13名を擁する今日の姿にまで発展し、昨年は立川駅北口に事務所を移転することができました。これもひとえに、皆様のご支援、ご協力のたまものと、所員一同深く感謝しております。

さて、50年の事務所のあゆみですが、 多摩地域は、東京都心のベッドタウンと



して急速に発展した地域であり、事務所にも設立当初から多種多様な市民事件や労働事件が持ち込まれました。また、革新勢力の活動に対する弾圧や警察権力の干渉も次々に発生しました。事務所は、「地域に根ざした法律事務所」をモットーに市民・労働者の生活・雇用と権利を守る活動に粘り強く、そして果敢に取り組み、市民や民主団体との共同を強め、発展してきました。また、多摩北西部には米軍横田基地が存在し、周辺住民に甚大な騒音被害をもたらしていますが、米軍機の夜間飛行差止や騒音被害に対する損害賠償を求める横田基地公害訴訟において中心的な役割を担ってきました。

憲法と平和を守るたたかいにも積極的にとりくんできました。「出前学習会」のチラシを配りつつ、学習会活動を積極的に行っていますが、地元の皆さんから好評をいただいており、事務所会議の議題から地域からの学習会の要請の項目が途絶えることはありません。1980年代から毎年「憲法のつどい」を開催し、多くの市民の参加を得ています。「九条の会」の運動と連携した「三多摩憲法ネットワーク」を立ち上げたり、2000年代後半からは「憲法ミュージカル」にも取り組んでいます。教育基本法改正や「愛国心」教育の押し付け、「つくる会」系教科書の採択に反対する取り組み、盗聴法拡大・司法取引の導入、労働法制の改悪など、様々な悪法に反対するたたかいにも尽力してきました。

今年は、事務所にとって50周年の節目ですが、日本国憲法施行70年の年でもあります。安倍首相は、自民党本部の仕事始めで今年が憲法施行70年の節目になることに触れ、「新しい時代にふさわしい憲法を形づくっていく」と述べ、明文改憲への強い意欲を示しています。そして、一昨年に戦争法を強行し、今また、密告監視社会をもたらす共謀罪を導入しようとするなど、「戦争する国」づくりに向けて暴走を強めています。事務所では、こうした安倍政権下での憲法破壊の策動に対しても反対の声をあげ、多摩地域の市民と連携を強めつつ、人権と平和、民主主義を守り活かすたたかいを継続しています。安倍政権の憲法破壊の暴走に反対する国民の声は、立場を超え、世代を超えて広がり、市民連合、そして野党の共闘へと発展していますが、事務所は、人権、平和、民主主義を守り活かす憲法の精神がこうした運動の原動力となっていることに確信を持ちつつ、今後も安倍政権の暴走を阻止する活動に尽力していく決意です。

本年4月14日、設立50年記念レセプションを地元のパレスホテルで開催しましたが、500名を超える皆様にご参加いただき、盛会のうちに終わることができました。ご出席いただいた皆様、そしてお祝いの言葉をいただいた多くの皆様に改めて御礼申し上げます。設立50周年レセプションを機に、所員一同、地域に根ざす事務所の所員として、地域の人々に寄り添いつつ、市民の人権を擁護し、平和と民主主義を守る取り組みを地道に続けていく決意を新たにしました。

自由法曹団東京支部の皆様には変わらぬご支援とご指導を賜りますようお願い申しあげ、三多摩法 律事務所設立50周年を報告する原稿とさせていただきます。

永盛敦郎弁護士を偲ぶ会盛大におこなわれる

東京法律事務所 平井 哲史

当年4月7日、昨年12月26日に亡くなった大先輩の永盛敦郎団員を偲ぶ会をスクワール麹町にてご家族・所員を含め200名余の方にご参集いただき執り行いました。事前に団内外の多くの方からお問い合わせいただきましたが、永盛団員の交友関係は実に広く、会場の都合で、すべての方にご参加いただくことはできませんでした。ご厚情に感謝申し上げるとともにお詫び申し上げます。

偲ぶ会は、永盛団員の東大スキー部の友人、船尾徹団員など司法修習同期の皆様、一緒に争議をたたかった労組の皆様、事務所OBや地域の皆様、法律扶助協会や二弁でともに活動してきた皆様、さらに事務所を巣立った山添拓参議院議員、映画監督の崔洋一さん、そして日弁連の刑訴法改悪阻止対策本部時代に当時法務省の刑事局長として相対した古田佑紀元最高裁判事など、故人ならではの多彩な顔ぶれの方々にお集まりいただきました。

人と一緒ににぎやかに過ごすのが大好きで、どんな苦しい状況でもにこやかに笑って過ごすのが故人のポリシーでしたので、しめやかにというよりは、明るく故人の人生を振り返り、その遺志を継いでいこうと実行委員会をつくって内容を企画しました。お集まりいただく方々は永盛団員の人生のすべてのステージで関わってきたわけではありませんので、各ステージでお付き合いのあった方からスピーチをいただくようにし、また、準新人の江夏団員による『昴』(永盛団員のカラオケでの十八番)をバックミュージックにしたフォトスライド上映で、明るく永盛団員を偲んでいただきました。お集まりいただいた皆様も、旧交を温めあい、途中、スピーチがよく聞き取れない場面もありましたが、楽しく明るく見送ってくださいました。

振り返れば、昨年9月に調子を崩し、検査を受けたところ末期のすい臓がんが発覚。以後、 服薬による闘病生活に入りました。薬の副作用で栄養を十分とれず、やせ細っていきましたが、それ でも一時退院し、事務所に顔を出されることもありました。残念ながらすぐに再入院となり、そのま ま帰らぬ人となりましたが、長らく付き合ってきた日本音楽家ユニオンの組合員の雇止め事件で11 月末に勝訴判決を得たときは病床から共闘の私に電話をしてきて結果を尋ねられるなど最後まで'闘 う弁護士'であられました。

ご家族代表のご挨拶では、奥様が、故人が亡くなる3日前に詠んだ、「見送られ、先にゆくのもあしからず」との辞世の句を紹介してくださり、これを受けて、水口洋介団員が、刑訴法改悪阻止に取り組んだ永盛団員の業績に触れながら、今目の前にきている共謀罪の導入を阻止し、日本社会の民主的変革への思いを受け継ぐ決意を述べて閉会となりました。

はじめまして ~新入団員の自己紹介

ひめしゃら法律事務所 佐々木 洪平

1 自己紹介

初めまして。私は、ひめしゃら法律事務所の佐々木洪平と申します。2016 年 12 月に弁護士登録をした 69 期です。

私は、多摩生まれの多摩育ちであり、立川修習を経て、そのまま立川にある事務所へ入所いたしました。

2 弁護士を目指したきっかけ

私が弁護士を志したきっかけは、三点あります。

(1) まず一点目は、高校時代に出会った父の知人たちが起こしていた行政訴訟です。

それは、長野県大町市にある湖、青木湖の湖水利用を認めた取水等許可処分の取消訴訟でした。 冬になると高瀬川の水量が減るため水力発電等に用いる水量が確保できないことから、国は、地元に工場を有する企業に対し、青木湖の湖水を発電等に用いることを認める許可処分を出していました。

私は毎年家族で青木湖を訪れていたので、取水されたことにより冬期、湖底が無残に露出した 光景を幼い時から目の当たりにすることがあり、青木湖の生態環境が深刻な影響を受けているこ とも残念で仕方ありませんでした。取消訴訟自体は、地裁も高裁も敗れてしまいましたが、環境 汚染が問題になる中、環境問題への取り組み方にこのようなやり方もあるのかと感じたことが法 曹との出会いでした。

(2) 二点目は、大学時代に父から聞いた父自身の訴訟経験でした。父からヤクザ相手の土地明渡訴訟を本人訴訟で行った経験や、訴訟や交渉を通じて苦労した点、大変だった点を聞き、裁判自体がより身近なものであったことを感じました。

普通の市民が突如法的なトラブルに巻き込まれ、何をどうしたらよいのかわからないとき、その力になれるような人になりたい、困ったことがある人の手助けを広く行えたらよいと漠然と思ったことが弁護士を目指したきっかけといえます。

(3) 三点目は、横田基地です。

多摩地域で育つと上空に米軍機が飛び交うことは当たり前のことと感じてしまいます。実家は ちょうど米軍機の飛行経路の下にあり、昼夜関係なく米軍機は飛び交い、ときに低空で飛行する ため、その騒音に悩まされることもあります。これだけ米軍機が飛び交うと、それが近所に墜落 する夢まで見てしまう始末です。

この飛び交う米軍機を見ていると、なぜこれだけ米軍機が日本の上空を自由に飛ぶのか、なぜ米軍基地が横田ひいては日本国内にあるのか、と怒りも含んだ疑問が頭をよぎることも多くありました。大学へ入学したころ、横田基地騒音公害訴訟が行われていることを知りました。この訴訟に関われるようになりたい、関わることで米軍基地を日本から立ち退かせたい、そう思ったことも弁護士を目指したきっかけであり、平和のために何かやりたいと思ったきっかけであるといえます。

3 平和への思い

平和のために何かやりたいと関心を持った大きなきっかけは、横田基地の存在のほか、小学校のときに訪れた沖縄学習旅行でした。小学六年生の私にとって、国内唯一の地上戦が行われた沖縄戦の話を経験者から直接聞いたこと、国道沿いに切れ目なく続く米軍基地のフェンスや低空で飛ぶ米軍機を目の当たりにしたことは大きな衝撃でした。平和のために何ができるだろう、そう漠然と考えるきっかけとなりました。

私は、社会的弱者や一般市民の力になりたい、平和のために少しでも自分のできることを行いたい、そのような漠然とした思いから弁護士となりました。しかし、それを自身の力だけで行うことは難しく、多くの諸先輩方、同期と協力していく必要があります。そこで、そういったことができるところが自由法曹団だと考え、私は入団いたしました。これからは自由法曹団の一員として、活動に取り組んでいきたいと思います。

今後とも、ご指導ご鞭撻のほど、よろしくお願いいたします。

4月幹事会の議事録

- **1 報告事項・確認事項**(この間の主な取り組み)
 - ・3月14日 共謀罪反対街頭宣伝 飯田橋駅東口
 - ・3月15日 働き方改革反対院内集会(労弁主催)
 - ・3月16日 共謀罪反対国会請願デモ
 - ・3月20日 東京憲法会議総会
 - ・3月31日 家庭教育支援法案反対の意見書 与党要請
 - ・4月6日 共謀罪反対集会(日比谷野音)
 - · 4月10日 共謀罪反対学習会(法律家6団体主催)
 - ・4月12日 共謀罪反対集会(労弁主催)
 - ・4月12日 家庭教育支援法案反対 議員要請

2 情勢及び取り組み

- ■開会中の国会情勢等
 - ○森友学園問題
 - ○憲法審査会: 3/16、3/23。緊急事態条項、1票の格差など。
 - ○民進党の状況 ・長島昭久議員の離党、細野豪志議員の党代表代行辞任等
- ■改憲・海外派兵等の情勢
 - ○国際情勢
 - ・米トランプ政権によるシリア攻撃
 - ・北朝鮮情勢:「弾道ミサイル防衛の迅速かつ根本的な強化に関する提言」(平成29年3月30日付自由民主党政務調査会)。
 - ○自衛隊南スーダン派兵撤収と「日報」隠蔽問題:2月にデータの消去を指示した疑惑。
 - ○天皇の生前退位問題
- ■沖縄関係
 - ○辺野古沖新基地建設問題
 - ・ 翁長知事は公有水面埋め立て承認の「撤回」意向を表明(3月25日)
 - ○高江のヘリパッド建設問題
 - ・東京からの機動隊派遣についての住民訴訟・第2回弁論(6月21日 am. 11:30)
 - ○取り組み
 - ・ 4 / 1 9 辺野古日比谷野音大集会・銀座デモ (pm. 6:30)
- ■刑事司法·弹圧関係
 - ◎共謀罪法案上程(3月21日)、審議入りへ
 - ○共謀罪阻止のための取り組み

☆団東京支部・救援会都本部の取り組み

- *FAXニュースで本部のリーフ(1部5円)の活用の呼びかけ。支部注文目標2万部!
- ・5/1メーデー大宣伝 (am. 10:30、於・原宿神宮橋) *リーフ 2000 部配布。
- ・5/24銀座大宣伝 (pm.6:00、於・銀座マリオン前)
- ・3/16法律家団体昼デモ、院内集会(済)
- ・4/6日比谷野音集会・デモ(済)
- ・都内各地での学習会・街頭宣伝等の取り組み状況
- ・多摩支部でも動きあり(「共謀罪」に反対する東京三弁護士会多摩支部有志の会)
- ○少年法の適用年齢引き下げ

■労働関係

- ○「ニッポンー億総活躍プラン」、安倍「働き方改革」などについて
 - ・「働き方改革実行計画」発表(「働き方改革実現会議」3月28日): 労働者に対する待遇に関する説明の義務化、罰則付き時間外労働の上限規制・問題点、インターバル制度、など。
 - ・残業代ゼロ法案継続審議(臨時国会で具体的な動きがあるか)
 - ・解雇の金銭解決、注意すべき。具体的な仕組みを構築することは理論的にも不可能ではないか議論されている。
- ○取り組み
 - ・第3回「働き方改革」批判検討会(3月22日)(済)
 - ・4/26学習決起集会 (pm.6:30、於・全労連会館)

■教育関係

- ○家庭教育支援法案
 - ・議員要請、全教・新婦人との懇談会(4月18日)等の取り組み
- ○教育勅語「活用」の閣議決定(3月31日): FAXニュースで要請書を出すよう呼びかける方向で、準備。本部の教育問題委員会で状況確認し、調整。
- ○学習指導要領の改訂:銃剣道
- ○道徳の教科化
- ○教育公務員特例法改正問題 教職員の政治活動禁止違反に罰則
- ■震災 · 原発関係
 - ○前橋地裁判決(3月17日)
 - ○高浜原発・大阪高裁の再稼働認容決定(3月28日)
 - ○今村雅弘復興大臣の「自己責任」発言(4月6日)

■都政問題

- ○築地市場の豊洲移転問題
 - ・都議会百条委員会の状況等
- ○都議会·都議選情勢
- ○横田基地オスプレイ配備問題
- ○立川·生活保護廃止自殺問題
 - ·都庁関係部局要請、記者会見(4月11日)
- ○都市計画道路特定整備路線の問題
 - ・板橋 (大山)・北 (志茂) などで訴訟の取り組み
- ○羽田低空飛行問題
 - ・港での取り組み

3 支部運営

○地域幹事会・渋谷・代々木(7月)、町田(11月)で実施



- ○当面の幹事会企画
 - · 次回幹事会 都政問題学習会
- ○サマーセミナーと沖縄調査団の件
 - ・沖縄調査団 9月16日(土)~18日(月)で調整
 - ・サマーセミナーは従来通り開催予定
- ○ソフトボール大会(10月13日(金))

4 当面の日程など

- 共謀罪 NO 実行委員会、戦争させない!総がかり行動実行委員会による共謀罪反対の取組予定 ②全国一斉官伝・署名行動
- 5月13日(土)、14日(日)

団支部も構成団体となっている東京憲法共同センターでは、14 日(日) $11:00\sim13:00$ 巣鴨地蔵通りで宣伝行動を予定しています。ぜひご参加を。

- ◎議員会館前行動 (衆議院第二議員会館前)
- 5月15日(月)~5月19日(金)

12:00~13:00 議員会館前行動

13:30~16:00 議員会館前座り込み

18:30~19:30 議員会館前行動(16日, 19日除く)

- 日比谷野外音楽堂集会&銀座デモ(仮称)
- 5月16日(火)18:30~ 日比谷野外音楽堂集会 銀座デモ
- ◎ 国会正門前行動
- 5月19日(金)18:30~ 場所:国会正門前(国会議事堂周辺)
- ◎ 共謀罪廃案!安倍内閣は退陣せよ 日比谷野外音楽堂集会&デモ
- 5月31日(水) 18:30~ 場所:日比谷野外大音楽堂
- ◎ 辺野古新基地建設と共謀罪新設を許さない!国会包囲行動
- 6月10日(土) 14:00~15:30 国会議事堂周辺
- 日弁連主催:市民の人権・自由を広く侵害する共謀罪創設に反対する集会

日時:5月18日(木)18:30~20:30 (開場 18:00) 会場:イイノホール (千代田区内幸町2-1-1)

おことわり

4月号支部ニュースで、3月14日に小池振一郎団員を講師に迎えて行った「共謀罪学習会」の記事を掲載しましたが、 講師のお名前をご案内しておりませんでした。

記事は、学習会での講演内容に小池振一郎団員に加筆した原稿を掲載したものです。 小池団員から寄せられた原稿には末尾に「3月14日学習会での講演に講師が加筆しました。」と記載されておりましたが、事務局で編集に際して欠落させたまま掲載してしまいました。原稿の確認が不十分であり、ご迷惑をおかけしたことお詫び申し上げます

全国弁護士グループの先生と職員の皆様をお守りします!

全国弁護士グループ『弁護士休業サポートプラン』

団体所得補償保険+団体長期障害所得補償保険(GLTD)

主な特徴 (2つの制度共通)

- ■保険料は全国のスケールメリットを活かした団体割引25%
- ■ご加入手続きは簡単で、医師の診査も不要 ※告知書の内容等によりご加入が制限される場合等があります。
- ■国内外や業務中・外を問わずワイドに補償し、保険金請求も簡単です!

【①所得補償保険】

- ●病気やケガによって就業不能となった場合、月々の所得を1年間、 または2年間補償します。 ※医師の指示に基づく自宅療養も対象
- ●ワイドプランでは、入院による就業不能時は、手厚く補償します。 ※D·E·F·R·S·T型の場合
- ●所定の精神障害による就業不能も補償します。

く保険料表>スタンダードブラン、A型、支払対象外期間7日、団体割5125%、 職種級別1級、保険期間1年、精神障害補償特約セット、 保険料単位:円(保険金額10万円あたり)

対象が同	1年	2年	
25歳~29歳	820	990	
30族~34族	1,000	1,250	
35族~39族	1,260	1,640	
40歲~44歲	1,570	2,100	
45版~49版	1,870	2,540	
50族~54族	2,170	3,000	
55歲~59歲	2,300	3,230	
60族~63族	2,410	3,420	

長期療養に備えての補償の充実化をお勧めします!

【② 団体長期障害所得補償保険(GLTD)】

- ●病気やケガによって就業障害となった場合、最長70歳まで長期に 補償します。 ※医師の指示に基づく自宅審養も対象
- ●所定の精神障害による就業障害も補償します。※最長2年間
- ●長期間の補償となるため、インフレによる保険金受取金額の目減 りがないよう物価指数の上昇に連動してインフレスライドさせて お支払いします。

団体割引25%、保険期間1年、精神障害補償特約セット、 〈保険料表〉 保険料単位:円(保険金額10万円あたり)

++-A #088- 70-45-4-7-

	対象期間: /∪蔵まで※加入時65~89歳の方は一律3年				
支抵対象小 湖南 湖南	372日		737 🛭		
	男性	女性	男性	女性	
25歳~29歳	993	875	949	843	
30歳~34歳	1,083	1,163	1,018	1,109	
35歳~39歳	1,340	1,712	1,252	1,635	
40歳~44歳	2,026	2,785	1,885	2,645	
45歳~49歳	3,048	4,131	2,843	3,886	
50歳~54歳	4,667	5,865	4,293	5,441	
55歳~59歳	6,368	7,010	5,701	6,303	
60歳~63歳	6,954	6,591	5,730	5,453	

★本ご案内は概要のご説明資料です。詳細のお問い合わせ・資料のご請求は下記へお願いします。

〈取扱代理店〉

株式会社宏栄

〒107-0062 東京都港区南青山1-10-3橋本ビル3F

TEL: 03 (3405) 8661

く引受保険会社〉

損害保険ジャパン日本興亜株式会社

〒100-8965 東京都千代田区霞が関3-7-3

TEL: 03 (3593) 5112

(SJ13-08976 、平成25年11月11日)